

部長	課長	参事	室長	副室長	室	担当
■	■	■	■	■	■	■

熱海市伊豆山字赤井谷における大規模埋土（盛土）計画について、熱海土木事務所及び東部農林事務所と協議をしたので報告します。

日時 平成21年1月21日（水）14:00～15:15

場所 熱海土木事務所 災害待機室

出席者 ■、■氏

熱海土木事務所 工事課 ■、都市計画課 ■ 企画検

査課 ■、用地管理課 ■

東部農林事務所 治山課 ■

熱海市役所 ■

<経緯>

風致申請 平成18年10月2日

風致許可 平成19年4月12日 1891-33号 熱海市伊豆山字赤井谷 ■の一部、面積 9,446.00 m<sup>2</sup>、行為の種類 土地の形質の変更、木竹の伐採  
工期 平成19年4月12日から平成20年4月12日

平成21年1月14日に風致地区内行為の変更許可申請書の提出を受けた。工期延長ではあるが、当初許可時と状況が一変しており、関係各機関との調整が必要と思い ■氏に熱海土木事務所に行くよう指示をした。その結果本日の打合せとなった。

以下に要点を記す。

東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的に言うことはない。ただし、近接区域での開発（■）を行っていることもあるので相談等には応じる。

熱海土木事務所は、逢初川に土砂流出を心配している。防災工事を万全にお願いしたい。

熱海市は、許可の内容のとおり施工は非常に困難であると思っているので、防災計画を含め設計変更を促したい。

氏は、市の変更申請要望（工法）に対して拒否反応を示したことから、目的は工期の延長であると思われる。それは、許可期間内であったほうが依頼しやすいし、市等の関係機関との調整も進めていると盛土施工業者にアピールできると思われる。施工業者は ではなく、専門業者と言っていたが、具体的業者名を明かさなかった。

市としては、風致（土採取）許可をした以上工期の延長は認めざるを得ないと思われる。また、工法及び下流域への災害防止を重点に関係機関と連携して指導していくことが必要である。

施工業者決定後に再度協議するよう に伝え了承を得て協議を終了した。